

○北陸地方整備局告示第二十九号

国土交通省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則（平成三十一年国土交通省令第十七号）第二条第一項の規定に基づき、新潟県沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年四月一日

北陸地方整備局長 遠藤 仁彦

新潟県沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示の一部を改正する告示

新潟県沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示（令和四年北陸地方整備局告示第七十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

新潟県沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十条第六項の規定により国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額は、別表により算出した額とする。ただし、占用料及び土砂採取料のそれぞれについて、これにより算出した額が百円未満であるときは、その全額を百円として計算するものとする。

石					採 取 物 区 分	単 位	金 額		
砂利							一立方平方メートルにつき	百五十円	百七十五円
長径八センチメートル以上 三十センチメートル未満の もの	長径三十センチメートル以 上四十五センチメートル未 満のもの	長径四十五センチメートル 以上六十センチメートル未 満のもの	長径六十センチメートル以 上九十センチメートル未 満のもの	長径九十センチメートル以 上百二十センチメートル未 満のもの					

改正前

新潟県沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十条第六項の規定により国土交通大臣が徴収する占用料又は土砂採取料の額は、別表により算出した額とする。ただし、占用料又は土砂採取料のそれぞれについて、これにより算出した額が百円未満であるときは、その全額を百円として計算するものとする。

石					採 取 物 区 分	単 位	金 額		
砂利							一立方平方メートルにつき	百四十円	百六十円
長径八センチメートル以上 三十センチメートル未満の もの	長径三十センチメートル以 上四十五センチメートル未 満のもの	長径四十五センチメートル 以上六十センチメートル未 満のもの	長径六十センチメートル以 上九十センチメートル未 満のもの	長径九十センチメートル以 上百二十センチメートル未 満のもの					

(略)		
	満のもの	長径百二十センチメートル 以上のもの
	一個につき	
	七千八百九十 五円	長 径が百二十 センチメー トルを超え る十五セン チメートル までごとに 七百八十九 円を加算し た額

(略)		
	満のもの	長径百二十センチメートル 以上のもの
	一個につき	
	七千二百三十 円	長 径が百二十セ ンチメー トルを超える 十五センチ メートルま でごとに七 百二十三円 を加算した 額

附 則

この告示は、公布の日から施行する。